

【解説】佐位・新田・邑楽郡にかけての利根川沿岸には数多くの河岸が開設されて、江戸と上野国を結ぶ舟運が発達し、武家の年貢米や商品荷物の輸送に大きな役割を果たした。しかし、たびたびの出水や洪水で流路が変化し、それに伴って河岸場が移動することもあった。古海河岸の場合、享保年間に川筋が突き抜けて河岸場が開設された。その後、川瀬の変化で年貢米などの積み荷が制限されたが、出水で再び船付きが良くなるなど、川瀬の変化に左右された河岸であった。川瀬の変化はまた船の種類や運航方法にも影響を与えた。とくに、天明の浅間焼けて川床が浅くなった利根川では、以後、漁獵船・作場船・田船などの小船を水運の補助手段として利用するようになり、いわゆる「所働船」ところびらたるきぶねが普及した。

この文書は、慶応元年（一八六五）古海河岸の船主が所持していた出水用心船を、新たに下総国関宿までの舢舨はしげとして使用するため、船鑑札の下付を幕府の川船役所へ願出たものである。なお、文政期の古海河岸には船問屋二軒のほか、船ひらた船二艘、所働船二艘、川下げ小船五艘、出水用心田船五艘、渡船二艘があったことが知られている。白石家文書は大泉町指定の重要文化財である。